

## 議案第6号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和4年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10  
1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条を次のように改める。

### 第4条 削除

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2万2,  
000円」を「3万2,000円」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

第7条中「賦課期日の属する前年の所得に係る」を削り、「100分の2.  
0」を「100分の2.5」に改める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条中「8,000円」を「1万4,000円」に改める。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第11条中「100分の1.50」を「100分の2.1」に改める。

第12条中「10,000円」を「1万6,000円」に改める。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第17条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第27条中「及びイ」を削り、「ウ及びエ」を「イ」に、「オ及びカ」を「ウ」に改め、同条第1号中「第703条の5」の次に「第1項」を、「所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1万5,400円」を「2万2,400円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「5,600円」を「9,800円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「7,000円」を「1万1,200円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第2号中「第703条の5」の次に「第1項」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「11,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「4,000円」を「7,000円」に改め、同号中ウをイとし、エを削り、同号オ中「5,000円」を「8,000円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条第3号中「第703条の5」の次に「第1項」を加え、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,400円」を「6,400円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「1,600円」を「2,800円」に改め、同号中ウを

イとし、エを削り、同号オ中「2,000円」を「3,200円」に改め、同号中オをウとし、カを削り、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,800円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

第27条の2中「前条」の次に「第1項」を、「「総所得金額」の次に「及び」を、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第30条第1項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者  
第30条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第3号及び第5号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得をもって減免の申請がされたものとみなす。

附則第5項中「第27条」の次に「第1項」を、「第703条の5」の次に「第1項」を加える。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第27条」の次に「第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。